

令和3 (2021) 年始動! 新型コロナを収束させましょう!



恒例の元旦御用聞き自転車街宣の様子

新型コロナが収束するまで、元旦御用聞き自転車街宣の様子。寒い日が続く中、増え続ける新型コロナウイルス感染者の数がなかなか減りません。埼玉県議会でも、昨年12月定例会で緊急事態宣言を受け、一月七日に臨時議会を開き、飲食店への時短要請に賛成し、協力を確保すべく、補正予算案が審議され可決されました。

元旦御用聞き自転車街宣の様子。寒い日が続く中、増え続ける新型コロナウイルス感染者の数がなかなか減りません。埼玉県議会でも、昨年12月定例会で緊急事態宣言を受け、一月七日に臨時議会を開き、飲食店への時短要請に賛成し、協力を確保すべく、補正予算案が審議され可決されました。

元旦御用聞き自転車街宣の様子。寒い日が続く中、増え続ける新型コロナウイルス感染者の数がなかなか減りません。埼玉県議会でも、昨年12月定例会で緊急事態宣言を受け、一月七日に臨時議会を開き、飲食店への時短要請に賛成し、協力を確保すべく、補正予算案が審議され可決されました。



寒い日が続く中、増え続ける新型コロナウイルス感染者の数がなかなか減りません。埼玉県議会でも、昨年12月定例会で緊急事態宣言を受け、一月七日に臨時議会を開き、飲食店への時短要請に賛成し、協力を確保すべく、補正予算案が審議され可決されました。

寒い日が続く中、増え続ける新型コロナウイルス感染者の数がなかなか減りません。埼玉県議会でも、昨年12月定例会で緊急事態宣言を受け、一月七日に臨時議会を開き、飲食店への時短要請に賛成し、協力を確保すべく、補正予算案が審議され可決されました。

寒い日が続く中、増え続ける新型コロナウイルス感染者の数がなかなか減りません。埼玉県議会でも、昨年12月定例会で緊急事態宣言を受け、一月七日に臨時議会を開き、飲食店への時短要請に賛成し、協力を確保すべく、補正予算案が審議され可決されました。

寒い日が続く中、増え続ける新型コロナウイルス感染者の数がなかなか減りません。埼玉県議会でも、昨年12月定例会で緊急事態宣言を受け、一月七日に臨時議会を開き、飲食店への時短要請に賛成し、協力を確保すべく、補正予算案が審議され可決されました。

寒い日が続く中、増え続ける新型コロナウイルス感染者の数がなかなか減りません。埼玉県議会でも、昨年12月定例会で緊急事態宣言を受け、一月七日に臨時議会を開き、飲食店への時短要請に賛成し、協力を確保すべく、補正予算案が審議され可決されました。

やわかまじめ新聞

第116号

発行者
無所属県民会議
県議会議員鈴木正人
〒353-0002
志木市中宗岡1-1-2
TEL048-476-7525
FAX048-476-7526



政務活動報告ビデオ配信中

寒い日が続く中、増え続ける新型コロナウイルス感染者の数がなかなか減りません。埼玉県議会でも、昨年12月定例会で緊急事態宣言を受け、一月七日に臨時議会を開き、飲食店への時短要請に賛成し、協力を確保すべく、補正予算案が審議され可決されました。

県政レポート2020 No.116 **ご意見・ご要望はこちら↓**
 埼玉県議会議員 無所属県民会議 E:mail suzukisec@gmail.com
鈴木正人
 ホームページ <http://www.trans.ne.jp/masato/>

二回目の緊急事態宣言発令 臨時議会開催!

補正予算額582億20万円 飲食店の時短協力金1日6万円最大162万円



令和3年1月7日(木)に開催された臨時議会では、午後11時近くまで審議が行われ補正予算案が可決されました。埼玉県緊急事態措置として1月12日～2月7日までの27日間、埼玉県内全域のカラオケ店、バー等を含む全ての飲食店に対し、酒類の提供を午前11時～午後7時までとし、営業自体も午後8時までとすることとなり、27日間の期間中に時短に応じていただいたお店1店舗当たり、1日6万円で最大162万円が協力金として支給されます。

私は企画財政常任委員会において、時短要請に応じた1日6万円の額は全額国庫(国の負担)支出金だが、これは埼玉県が要請した額なのか国が言った額なのか、売上げが少ないお店なら丸儲けで、大きなお店なら全く足りない額だが、粗利補償という形での協力金という概念は国と県との間で無かったのかと質問いたしました。

答弁としては埼玉県として要求した額ではなく国が示したものの、粗利補償という考えについての議論は全く無かったとの事でしたので、元々売上げの少なかった所は時短ではなく店を閉め、お店の規模が大きく売上げが多かった所は協力金では足りずに頭を抱えてしまう現象が起こり、課題も多いと考えております。

埼玉県お持ち帰りグルメ応援サイト2021

県内の宿泊・飲食事業者が宅配やお持ち帰りの方法で提供する「フロの味」をご紹介します。新型コロナウイルス感染症の拡大により不要不急の外出を控えられている方や、テレワークをされている方の食を支え、宿泊・飲食事業者を応援!

県民の皆さんへ
 便利な機能が充実!!
 ●市町村名(お住いの地域など)から店舗検索が可能
 ●和食・洋食・中華その日の気分に合わせてチョイス! 検索OK
 ●デリバリー・テイクアウトの区分からも検索可能
 ●順次、季節の限定メニューの情報などを追加

事業者の皆さんへ
 掲載店舗を募集しています!
 ●商工団体(商工会議所・商工会)と連携して参加店舗を募集中!
 ●ご希望の方はお近くの商工団体にご連絡ください。
 ●情報掲載は無料

検索 埼玉県持ち帰りグルメ

営業時間の短縮要請等について (特措法第24条第9項)

要請内容	営業時間の短縮、酒類提供時間の短縮
要請期間	令和3年1月12日(火) 午前0時から 令和3年2月7日(日) 午後12時まで
地域	県内全域
対象業種	飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスを除く) 遊興施設等: パー、カラオケボックス等(飲食店営業許可取得店舗) ※ネットカフェ、漫画喫茶を除く(感染防止対策の徹底を要請)
営業時間	午前5時から午後8時まで
酒類提供時間	午前11時から午後7時まで

- #### 県民、事業者の皆様へのお願い
- ◆不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛
特に、午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛(通院、生活必需品の買い出し、通勤・通学、運動や散歩は除く)
 - ◆テレワークの徹底 目標値: 出勤者数の7割削減
 - ◆在宅勤務・時差出勤の徹底
 - ◆職場・寮における感染防止策の徹底
 - ◆従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ

よくあるお問い合わせ

Q1 大企業(みなし大企業も含む)も申請できますか。
A1 申請できます。(第4期から要件緩和)

Q2 第1期(12月4日～17日)、第2期(12月18日～27日)、第3期(12/28～1/11)は営業時間を短縮してはなかったが、申請することはできますか。
A2 申請できます。

Q3 時短営業の要請期間とはいつからいつまでですか。
A3 1月12日(火) 午前0時から2月7日(日) 午後12時までの全ての期間です。 ※この期間の営業時間を午前5時から午後8時まで短縮してください。

Q4 全ての期間において、営業短縮を行わないと協力金は受け取れないのですか。
A4 途中で営業時間短縮を止めた場合には協力金は支給されません。ただし準備等のため協力開始が1月12日に間に合わない場合でも、協力開始日から2月7日までの全ての期間、協力いただければ日割りで支給します。(第4期から要件緩和)

Q5 複数店舗を有している場合、埼玉県内にいる全ての飲食店(カラオケ店、バー等を含む)の営業時間を短縮してはなくても申請できますか。
A5 申請できます。営業時間を短縮いただいた飲食店(カラオケ店、バー等を含む)に対して協力金を支給します。(第4期から要件緩和)

Q6 1店舗あたり162万円とあるが、店舗ごとに支給されるのですか。
A6 要請を受けた店舗が複数ある事業者については、協力店舗数に応じて協力金が支給されます。(例) 2店舗の場合は324万円、3店舗の場合は486万円。

Q7 酒類の提供を午後8時までに行っている場合でも対象となりますか。
A7 対象となりません。酒類の提供を午前11時から午後7時までとしていることが必要です。

Q8 従来から午後8時までの営業としている場合でも対象となりますか。
A8 対象となりません。通常時は午後8時以降まで営業をしていた店舗が、要請に応じて、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮していることが必要です。

Q9 県外本社の企業やNPO法人等も協力金の対象となりますか。
A9 対象となります。食品衛生法に基づく飲食店営業許可等を受けた法人や個人事業主であれば協力金が支給されます。

申請方法
 電子申請 *郵送でも申請できます。
 ○支給要件等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin.html>
 【お問合せは 埼玉県中小企業等支援相談窓口 まで】
 電話: 0570-000-678 (平日・休日9:00～18:00)

オンラインミーティング・オンライン飲み会があります!
 鈴木正人とオンラインを通じて一杯やりながらでも政治を語り合いたい方はご連絡ください。
 申し込み先は TEL 048-476-7525 suzukisec@gmail.com まで

新規国債発行額と長期金利・インフレ率

ごらんだったらすぐ電話
 自衛隊
 こころの健康相談ダイヤル
 電話 平・日・夜とも24時間対応
 電話 0570-064555

令和2年12月定例会報告

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が世界最高水準と評価されている台湾の世界保健機関（WHO）への参加を求める意見書」案などを可決

令和2年12月定例会では、一般会計補正予算案や知事や特別職の期末手当を減額する条例案など65議案が可決・認定同意して閉会されました。

補正予算案では公共事業が年度末に集中する事を避け、施行時期の標準化・適正工期確保のため、限度額48億5934万円の債務負担行為、65億4400万円の繰越明許費を設定しました。

また、令和三年からの県立病院の地方独立行政法人化に関する条例案や議員提案で盗撮場所の拡大や罰則を強化することなどを盛り込んだ県の迷惑行為防止条例改正案などが可決されました。

意見書案では、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が世界最高水準と評価されている台湾の世界保健機関（WHO）への参加を求める意見書」案など6件と、「科学的根拠を生かした新型コロナウイルス感染症対策を求める決議」案1件が可決されました。

埼玉の新型コロナ対策状況

発熱などの際には 埼玉県指定 診療・検査医療機関

I. 埼玉県指定 診療・検査医療機関の概要

○新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの両方の診療・検査を行うことができる医療機関を「埼玉県 診療・検査医療機関」として指定

指定数: **1,141** 機関

※1/6時点 (目標: 1,200機関)

II. 医療機関の調べ方

○ 県ホームページで公表している「**埼玉県指定 診療・検査医療機関**」を検索

○ 受診先の確認・受診を迷う場合は、「**受診・相談センター**」に電話で相談
電話: 048-762-8026 (月~土、祝日 午前9時~午後5時30分)

III. 県民の皆様へお願い

- 受診の際には、必ず診療所等に連絡して、受診の予約をしてください
- 受診の際には、必ずマスクを着用してください
- 医療機関の指示事項を守ってください

志木市の指定診療機関

志木いろは橋クリニック シキイロハバシクリニック	中宗岡5-16-2-2 048-471-1688
志木駅前うちだ耳鼻科 シキエキマエウチダジビカ	本町5-25-8 2階 048-423-2511
志木江原耳鼻咽喉科 シキエハラジビインコウカ	本町5-23-26-101 048-473-7929
TMG 宗岡中央病院 ティーエムジームネオカチュウオウビョウイン	上宗岡5-14-50 048-472-9211
西川医院 ニシカワイイン	本町2-4-46 048-471-0074
柳瀬川ファミリークリニック ヤナセガワファミリークリニック	幸町4-1-1 048-485-9561

毎定例会事に動画にて詳しく議会報告をしております
YouTube 検索エンジン → 県民会議 鈴木正人 まで



埼玉県新型コロナウイルス感染症関連対策

施設	働きかけの内容
<ul style="list-style-type: none"> 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 集会場又は公会堂、展示場 ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る。) 運動施設又は遊技場 博物館、美術館又は図書館 	<ul style="list-style-type: none"> 午後8時までの営業時間短縮 (酒類の提供は 午前11時から午後7時まで) 人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下
<ul style="list-style-type: none"> 遊興施設 (飲食店営業許可施設を除く。) 物品販売業を営む店舗 (1000㎡超) (生活必需物資を除く。) サービス業を営む店舗 (1000㎡超) (生活必需サービスを除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> 午後8時までの営業時間短縮 (酒類の提供は 午前11時から午後7時まで)

『強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議』の実践・活用について

第2波・第3波に備えて国・経済団体ともに立ち上げた戦略会議の議論を**実践・活用**すべき時

- ① 労働力の流動性: 広域関東 de 人材シェア! 一時的な人材シェアマッチング支援
- ② 販路の拡大: オンライン彩の国ビジネスアリーナ 約430社が出展するわが国展示商談会
- ③ サプライチェーンの維持・確保: OIMS・助っ人メーカーマッチングサイト 取引先を探すビジネスマッチングサイト
- ④ 業務継続計画: BCPオンラインワークショップの開催 オンラインセミナー内で開催
- ⑤ デジタル化推進: 埼玉県テレワークポータルサイト 導入費の助成やアドバイザーの相談

高齢者入所施設職員を対象としたPCR検査

新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」発出に伴い、高齢者入所施設の職員を対象に緊急のPCR検査を実施し、クラスター発生を防止していく

対象: 県所管の高齢者入所施設の内、人口10万人あたり200人以上かつ累計300人以上 (R3.1.13時点)の感染者が確認されている市にある、検査を希望する施設の職員

実施期間: 令和3年1月下旬~ 検査キットを施設に送付 2月上旬~ 検査結果通知

実施方法: 民間検査機関に委託して実施

※ 陽性の場合、電話等から保健所に発生届を提出

休業中に賃金を受け取る事が出来なかった方への相談窓口

休業中に賃金(休業手当)を受け取ることができなかった方へ

新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金(厚生労働省)のご案内

対象: 事業主の指示を受けて休業したが、賃金(休業手当)の支払いを受けなかった中小企業の労働者

休業前の平均賃金の80% × 休業日数 (労働者の標準で休業した日数)

申請方法: 労働者本人が ①オンライン ②郵送で申請

詳しくは、コールセンター(厚生労働省)又はホームページで
電話番号: **0120-221-276**

労働者の皆様へ: 令和2年4~9月の休業分について1月31日まで受付期間を延長

事業主の皆様へ: 事業主がまとめて申請することも可能
事業主の皆様の賃金負担は無し
支給要件確認書の記入に御協力を

家賃支援金の申請期間が延長されました(賃借人)

埼玉県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が一定程度減少したテナント事業者(中小企業・個人事業主等)の方に対して、県が家賃の負担軽減を支援します。

申請期間: 令和2年8月7日(金)~令和3年3月31日(水)

支援金額: 補助率: 申請時の直近家賃の支払額の1/15の6か月分
上限額: 20万円 (建物の賃貸借契約が2件以上ある場合は30万円)

申請者の主な要件

- 埼玉県内にある、建物、土地等を事業目的で賃借している。
 - 5月から12月の売上が
 - ・1か月で前年同月比50%以上減少
 - ・連続する3か月の合計で前年同期比30%以上減少
 - 2019年の月平均売上が15万円以上ある。
(法人の場合は前事業年度(2019年4月から2020年3月までの間に末日がある事業年度))
- ※ 詳細は、申請要領、ホームページなどをご覧ください。

申請方法

電子申請の場合
以下のURLから申し込みフォームにお進みください。
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/yachinshien/index3.html>

鉄道の終電時刻の繰り上げについて

1都3県からのお知らせ
感染拡大防止に資する取組として

1月20日(水)から当面の間

深夜帯の列車運行が減ります

※ 先行や時刻についても一部変更となります
なお、これに伴う代行輸送等は実施しません

早めの帰宅、不要不急の外出自粛をお願いいたします

鉄道各社の詳しい実施内容については、各都県ホームページにおいてもご確認ください。

緊急事態措置実施中

埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県

東上線: 池袋発川越行き準急(成増以遠最終)が0時44分発から0時30分発に

柳瀬川・志木大橋と東武鉄橋のアンダーパスと遊歩道整備工事がスタート!



今年度中(令和2年3月)に工事が行われる箇所



高橋付近・右岸側のコンクリート式護岸が完成



左岸側は工事中・近日完成予定

